

企業立地促進地域

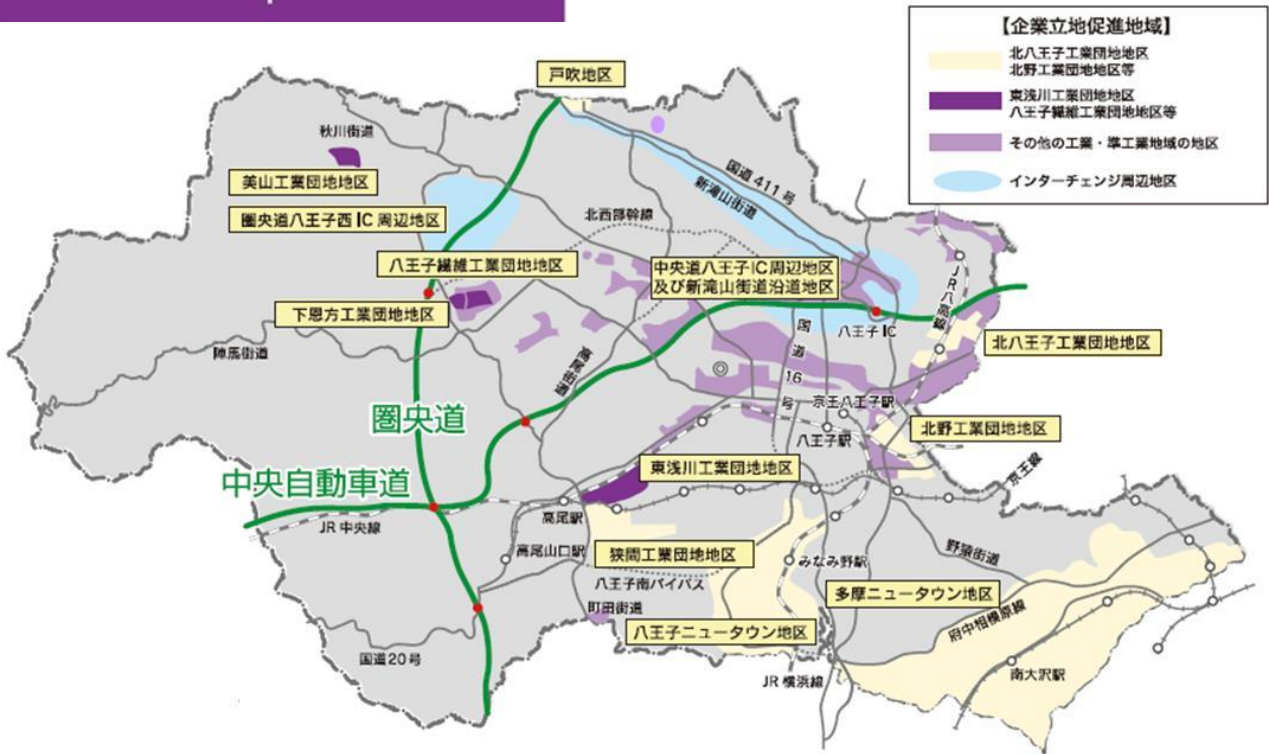
各種奨励金(「2.市内企業立地継続奨励金【市内企業対象】②市内小規模事業者等向け」を除く)の交付を受けるには、業種ごとに指定している「企業立地促進地域」内で、事業施設の新設・拡張、設備の増設をすることが要件です。業種ごとに対象地域が異なりますので、下記をご参照ください。

業 種		企業立地促進地域
製造業 (日本標準産業分類に規定する製造業) A地区・B地区の企業立地促進地域における新設・拡張等の要件は、各奨励金ごとの【対象施設の規模】をご覧ください。	A 地区	狭間工業団地地区 北野工業団地地区 北八王子工業団地地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西 IC 周辺地区 中央道八王子 IC 周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区
	B 地区	東浅川工業団地地区 八王子繊維工業団地地区 下恩方工業団地地区 美山工業団地地区 上記を除く工業・準工業地域等の地区
物流系産業 (物資の保管, 物流加工, 仕分け, 発送等を主たる業務とする企業)		北野工業団地周辺地区 北八王子工業団地周辺地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西 IC 周辺地区 中央道八王子 IC 周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区
宿泊業 (旅館業法に規定する旅館・ホテル営業)		中心市街地地区
商業 (日本標準産業分類に規定する小売業)		中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子みなみ野駅周辺地区 圏央道八王子西 IC 周辺地区 中央道八王子 IC 周辺地区
事務所 (オフィス機能を指し, 業種による限定はありません。)		中心市街地地区 南大沢センター地区 八王子ニュータウン地区 中央道八王子 IC 周辺地区

企業立地促進地域地図

※詳細な区域を示したものではありません。参考にご覧ください。

企業立地促進地域 | 製造業



企業立地促進地域 | 物流系産業



企業立地促進地域 | 宿泊業・商業

※宿泊業は、中心市街地地区のみ対象



企業立地促進地域 | 事務所

